「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画（素案）概要版」の点訳及び点字版作成業務委託　仕様書

１　業務概要

「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画（素案）概要版」の原稿に基づき、視覚障がいのある市民の閲覧用として「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画（素案）概要版 点字版」を作成（点訳、印刷、製本、納品）する。

２　入稿

「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画（素案）概要版」から点字化する原稿内容を抜粋したデータ（Microsoft Word, PDF等）をメールで提供。

・入稿予定日　　令和８年10月末頃

・入稿原稿数　　紙原稿52ページ

（墨字の文字数：平均750文字／頁、図表及びグラフを含む）

３　規格

（１）仕上げ寸法は、変形Ｂ５判、上質紙90キログラム以上とする。

（２）表紙・裏表紙は上質紙110キログラム以上とする。白色とすること。

（３）表紙は墨字および点字で併記すること。（合成樹脂(ポリプロピレン等)のシール貼付など工夫をしたものでも可）

（４）分冊が必要となる場合は、担当と協議を行うこと。（分冊した際の表紙も上記と同様とすること）

（５）製本は長辺左綴じ、２穴以上によるリング又は結束帯により製本を行うこと。
ただし、360°開閉ができ、かつ、容易に外れないように綴じること。
また、綴じ方について、事前に「担当」と協議のうえ調整すること。

（６）１行32マス、１ページ18行（内１行はページ番号）を基本とし、必要な箇所については、レイアウト等の微調整を行い、表や見出しを適切に配置すること。

（７）点字のみでの表記が困難な図や表については、発泡図等を適宜使用すること。

４　作成部数

100 部

５　梱包方法

（１）梱包は、一冊ずつ透明な袋やそれに類似するものに封入し、ダンボール箱にて梱包すること。（ダンボール箱のサイズ及び一箱当たりの梱包冊数については事前に担当と調整すること。）

（２）ダンボール箱上部には「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画（概要版）点字版」と記載し、ダンボール箱を開梱せずとも中身がわかるようにすること。（印字したシール貼付でも可とする。）

（３）梱包の際にダンボール内で点字が潰れないように工夫をすること。

６　履行（納入）期限

令和８年 12 月 21 日（月）

７　納品場所

〒５３０－８２０１
大阪市北区中之島１－３－２０　大阪市役所２階
大阪市福祉局高齢者施策部高齢福祉課（企画グループ）

８　校正

（１）墨字校正２回（校正原稿は、点字印刷をする原稿を墨字におこしたものとする）
校正は、契約後担当課と調整する。
（２）日時については、納入期限内に納品できるよう事前に担当と調整をすること。

９　作成に関する留意点・その他

（１）点字表記は、「日本点字表記法」（最新版）に準拠すること。
（２）文中の表については、点字のレイアウトや表記符号等により、必要な情報を検索しやすく、内容を理解しやすいように点字化すること。
（３）目次（インデックス、索引を含む）については、情報を検索しやすいよう工夫して制作すること。

１０　再委託についての特記事項

（１）本委託業務における「主たる部分」とは次のア～イの各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
ア 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
イ 点訳、印字、製本
（２）受注者は、コピー、ワープロ、資料整理、配送などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
（３）受注者は、第１項及び第２項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。
（４）地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の３分の１以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
（５）受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置の期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

１１　その他

（１）本業務委託について、契約書に定められた事項以外はこの仕様書によるものとする。
（２）本仕様書に疑義がある場合は、見積書を提出する前に担当者に確認すること。
（３）見積書提出後における疑義については、本市の解釈によるものとする。
（４）本仕様に定めのない事項については、本市と受注者とが協議のうえ決定する。
（５）職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例を遵守すること。（別紙特記仕様書添付）
（６）大阪市暴力団排除条例を遵守すること。（別紙特記仕様書添付）
（７）車両使用に係る特記仕様を遵守すること。（別紙特記仕様書添付）
（８）受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成AIを利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成AI利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成AI利用ガイドライン第1.1版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。（別紙特記仕様書添付）
（９）著作権・版権は本市に帰属する。
(10) 当課に納品の際は墨字版Ｗｏｒｄデータ１部（ＣＤ等にて）を合わせて納品すること。
(11) 点訳および点訳の校正には必ず点字触読者が１人以上かかわること。
(12) 本市職員が抜粋した原稿に不備等がある場合は、担当と協議すること。
(13) 納入の際は、大阪市グリーン配送実施要綱に定めるグリーン配送適合車を使用すること。（別紙「特記仕様書」添付）。
(14) 車高2.1mを超える車両を使用して市役所本庁舎への荷物等の搬入・搬出がある場合は、搬入出日時・搬入出先・搬入出に使用する「車種」及び「色」・「車両番号」・「車高」を実行日の３日前（土日祝を除く）までに事業担当者あてに報告すること。

１２　担 当

〒５３０－８２０１
大阪市北区中之島１－３－２０　大阪市役所２階
大阪市福祉局高齢者施策部高齢福祉課（企画グループ）吉田・竹田
電話　06－6208－8026　FAX　06－6202－6964

暴力団等の排除に関する特記仕様書

1　暴力団等の排除について

(1)　受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。

(2)　受注者は、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。

(3)　受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。

(4)　受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。

(5)　受注者は第 3 号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。

(6)　発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2　誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

特　記　仕　様　書

（条例の遵守）【5 条関係】

第 1 条　受注者および受注者の役職員は、本業務の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成　18 年大阪市条例第 16 号）（以下「条例」という。）第 5 条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）【6 条 2 項・12 条 2 項関係】

第 2 条　受注者は、当該業務について、条例第 2 条第 1 項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（福祉局総務部総務課）へ報告しなければならない。

2　受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第 12 条第 1 項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（福祉局総務部総務課）へ報告しなければならない。

（調査の協力）【7 条 2 項関係】

第３条　受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）【17 条 4 項関係】

第４条　受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）【21 条関係】

第５条　発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

そ　の　他　特　記　仕　様　書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の福祉局総務部総務課（連絡先：０６－６２０８－７９１１）に報告しなければならない。

グリーン配送に係る特記仕様書

1　本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注　「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NOx・PM 法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

2　本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。
ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。

(1)　大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車

(2)　神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車

3　本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。

4　物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境規制課
自動車交通環境対策グループ
電　話：０６－６６１５－７９６５

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
  ※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
  https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。